平成３０年（フ）第１０８号
青森市大字三内字稲元49番地19　富士ハイツ102号
債務者　五十嵐和美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀276番地の１
債務者　西尾　伸一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２０４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀276番地の１
債務者　西尾　計子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２７７号
神奈川県平塚市万田94番地　ヴェルドミール湘南601号
債務者　酒処竜こと　村久木竜司
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３１６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番11―102号
債務者　有働三奈子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５０号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目１番32号
債務者　石井　浩之
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３６９号
千葉県流山市東初石３丁目111番地の１
ウッドパーク初石Ｆ―303
債務者　川村　和子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３７５号
千葉県柏市南増尾８丁目８番２―1115号
債務者　花澤　律子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４０５号
千葉県松戸市三矢小台５丁目26番地の１　横尾ビル302号
債務者　藤田　信子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1054番地の３クレメントＡ・Ｓ103、住民票上の前住所沖縄県宜野湾市長田１丁目21番１―207号　丸米アパート
債務者　小林　翔子（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５０９号
名古屋市中村区中村町８丁目40番地
債務者　馬場　善康
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０２号
愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山302号
債務者　榊原　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６９０号
愛知県北名古屋市九之坪小松85番地１　グランド小松205号
債務者　中園　秀樹
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３２号
愛知県春日井市牛山町781番地２　ビレッジハウス牛山１棟403号、従前の住所愛知県春日井市下市場町３丁目３番地28
債務者　吉川　　正
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４７号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮、従前の住所名古屋市港区いろは町４丁目８番地の１　クレステージ築地口505号
債務者　原田　幸雄
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５８号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地２棟905号、従前の住所名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟1006号
債務者　山本あいす
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部